

日医発第 721 号 (保 125)  
平成 18 年 10 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

#### 健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

本年 10 月 1 日に施行された健康保険法及び船員保険法の一部改正におきまして、保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関等に一部負担金等を支払うことが困難であると認められるものに対し、当該一部負担金等の徴収猶予、減額又は免除の措置を採ることができることとされております。また、健康保険法施行規則等の一部改正(平成 18 年 9 月 15 日付け日医発第 633 号にてご連絡済み。)におきまして、厚生労働省令で定める特別の事情とは、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」とされたところであります。

今般、健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免について具体的な取扱いが示されましたので、ご連絡申し上げます。

今回示された取扱の概要につきましては、下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

## 記

### 健康保険及び船員保険における 一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

#### 第1 健康保険関係

##### 1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6か月以内の期間を限って、以下の徴収を猶予することができる。

- ① 一部負担金
- ② 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する者は除く。）
- ③ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ④ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する者は除く。）
- ⑤ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

この場合において、当該被保険者又はその被扶養者が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

##### 2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができる。

#### 〔参 考〕

健康保険法第75条の2（平成18年10月施行）

- 1 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者で

あって、保険医療機関又は保険薬局に第74条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
  - 二 一部負担金の支払を免除すること。
  - 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた被保険者は、第74条第1項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。
- 3 (略)

#### 健康保険法施行規則第56条の2（平成18年10月施行）

健康保険法第75条の2第1項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

3 前記「1」及び「2」の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮する。

また、前記「1」及び「2」の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施する。

#### 4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（保保発第0914001号中の別紙様式1）を提出する。

#### 5 証明書の交付

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（保保発第0914001号中の別紙様式2参照）を申請者に交付する。
- (2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて保険医療機関等に提出する。

## 6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、
  - ① 一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足りる。
  - ② 一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しない。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金相当額については審査支払機関に請求する。

## 7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。
  - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
  - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該保険者に返還させるものとする。

## 第2 船員保険関係

船員保険についても、第1に準じて取り扱う。

以上

(添付資料)

### 1. 健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

(平 18. 9. 14 保保発第 0914001 号 厚生労働省保険局保険課長通知)

保保発第0914001号  
平成18年9月14日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

健康保険及び船員保険における一部負担金  
等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621002号及び平成18年9月8日保発第0908003号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第1 健康保険関係

1 一部負担金等の徴収猶予

保険者は、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪

間看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

## 2 一部負担金等の減免

保険者は、被保険者が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により当該被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

## 3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各保険者の判断により弾力的に実施すること。

## 4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

## 5 証明書の交付

- (1) 保険者は、健保法第75条の2第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。
- (2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

## 6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額について

は審査支払機関に請求するものであること。

#### 7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 保険者は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
- ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
  - ② 一部負担金の納入を免がれようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免がれた額を当該保険者に返還させるものとする。

## 第2 船員保険関係

船員保険についても、I に準じて取り扱うこと。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額 免 除 申請書  
徴収猶予

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減額等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務所長  
健康保険組合理事長 〕 殿

被保険者 住 所  
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額 免 除 証明書  
徴収猶予

被保険者証記号番号					
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対象者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		
徴収猶予					

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務所長  
健康保険組合理事長 〕 印

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

保保発第0914002号  
平成18年9月14日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（公印省略）

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621006号及び平成18年9月8日保発第0908005号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、健康保険組合の指導に当たり、遺憾なきを期されたい。

記

（以下略）

保発第0914003号  
平成18年9月14日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号）が平成18年10月1日から施行される所であり、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第75条の2第1項又は船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621003号及び平成18年9月8日保発第0908006号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

(以下略)